

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団孝和会が開設する介護老人保健施設能見台パトリア（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては、要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を立て、実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - 3 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設能見台パトリア
- (2) 開設年月日 平成12年9月1日
- (3) 所在地 神奈川県横浜市金沢区能見台東10番1号
- (4) 電話番号 045-790-5733 FAX 番号045-790-5737
- (5) 管理者名 柳澤 和裕
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1450880013号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

1日の定員50名

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 管理者 | 1人 |
| (2) 医師(管理者含む) | 1人 |
| (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1. 0人以上 |
| (4) 看護職員 | 1. 0人以上 |
| (5) 介護職員 | 2. 0人以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1. 0人以上 |
| (7) 事務員等その他従業者 | 適切な人数 |
- (リハビリ助手、介護助手、運転手兼営繕担当)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や介護職等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (7) 事務員は、上司の命を受け一般事務に従事する
- (8) リハビリ助手は、上司の命を受け、リハビリテーション助手の業務に従事する。
- (9) 運転手兼営繕担当は、上司の命を受け、利用者の送迎等及び施設内営繕作業を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日

日曜日及び12月31日から翌年1月3日を除く日を営業日とする。(祝日は営業)

営業時間

営業日の8時30分から17時30分までを営業時間とする。

(サービス提供日・提供時間)

第8条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービス提供日及び提供時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供日は日曜日及び12月31日から1月3日を除く日をサービス提供日とする。(祝日もサービス提供します)

(2) サービス提供時間は、サービス提供日の9時00分～16時00分とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特に必要があると認める時は、営業日を変更することができる。

(利用定員)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、両サービス合計して、1日あたり50人とする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

第10条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容について説明しなければならない。

3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの計画の作成にあたっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握するものとする。

5 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を記録する。

(利用者負担の額)

第11条 利用者及び保証人は、連帯して、当施設に対し通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションのサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務を負う。

(1) 別表1及び2に示す、保険給付の自己負担額。

(2) 別表3に示す、食費、教養娯楽費、日用生活品費、おむつ代等その他の費用。

(支払い方法)

第12条 施設は、毎月15日までに前月分の請求書を発行し、利用者もしくは保証人はその月の27日までに現金または銀行振り込みにより支払うものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第13条 利用者の通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

- ・横浜市金沢区 能見台東、能見台通、能見台、堀口、片吹、富岡西、富岡東3丁目～6丁目、並木、長浜、西柴、柴町、金沢町、谷津町、大川、寺前1丁目、釜利谷東、釜利谷西1丁目
- ・横浜市磯子区 水取沢町、上中里町、杉田7丁目～9丁目

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第15条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずることとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底すること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的で開催すること。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(介護保険等関連情報の活用)

第16条 当施設は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(褥瘡対策等)

第17条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第18条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、利用者の心身の状況・病状を考慮し、栄養状態の管理をサービス内容としているため、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。このため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒・喫煙…………… 飲酒は、施設で提供する場合を除き厳禁とします。
- ・ 火気の取扱いは、…………… 禁止しています。
- ・ 設備・備品の利用は、…………… 利用時に説明いたします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、…… 所持品には全て名前を記入していただき、持ち込み時には物品管理表に記載していただきます。なお、電化製品の無断持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、…………… お預かりしておりません。持ち込まれる場合は、利用者の自己管理とし、当施設では責任は負いません。

- ・ 通所リハビリテーション利用時の
医療機関での受診は、……利用時の医療機関での受診は、急変時を除いては出来ません。
- ・ ペットの持ち込みは、……禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(業務継続計画の策定等)

- 第19条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

- 第20条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底………随時
 - (7) 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることとする。
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第21条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師は、医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 協力医療機関
 - ・ 名称 金沢文庫病院
 - ・ 住所 横浜市金沢区釜利谷東2-6-22
 - 協力歯科医療機関
 - ・ 名称 エムズ歯科クリニック磯子

・住所 横浜市磯子区中原3-5-22

(職員の服務規律)

第22条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第23条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとする。その際、当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じることとする。

- 2 当施設は、適切な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じることとする。

(職員の勤務条件)

第24条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団孝和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第25条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理等)

第26条 当施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 当施設は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- 3 栄養士、管理栄養士及び調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第27条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう

指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(要望及び苦情相談窓口)

第28条 苦情は、施設に直接申し出る他、次の窓口でも受け付ける。

■金沢区役所 高齢・障害支援課介護保険担当

電話 045-788-7868 FAX 045-786-8872

■横浜市福祉調整委員会事務局

電話 045-671-4045 FAX 045-681-5457

■神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話 045-329-3447 FAX 0570-033-110

(その他運営に関する重要事項)

第29条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内の見やすい場所に掲示、又は施設内に備え付け、これをいつでも関係者に閲覧させることとする。

3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団孝和会介護老人保健施設能見台パトリアの理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成18年9月1日から施行する。

この運営規程は、平成20年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年7月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年6月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年7月1日から施行する。

この運営規定は、平成25年7月1日から施行する。

この運営規定は、平成26年4月1日から施行する。

この運営規定は、平成26年8月18日から施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。

この運営規程は、平成30年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。

この運営規定は、令和3年10月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。